広島市水産振興センター機械警備業務仕様書

1 警備対象施設

	所	在	地	広島市西区商工センター八丁目5番1号		
名		称		広島市水産振興センター		
		対象筆	色囲	施設の敷地内(敷地総面積9,958㎡)		

2 目的

本業務は、警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)第 2 条第 5 項に規定される警備業務用機械装置(以下「警備機器等」という。)により、警備対象施設(以下「施設という。」)を機械的に遠隔監視することで、施設における不法侵入等の牽制及び火災、盗難、魚介類の飼育に係る設備の異常その他の事故を未然に防止し、施設の秩序保持と財産の保全を図るものである。

3 履行期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

4 警備時間

警備時間は以下の時間帯を基本とし、施設に設置した警備機器等からの警備開始信号受信時から警備解除信号受信時までとする。

開館日					
(1) 月曜日から金曜日まで					
(国民の祝日に関する法律に規定す	ケ然を味 15 八赤と羽口ケ笠の味 20 八ナベ				
る休日、8月6日、12月29日~翌年	午後 5 時 15 分から翌日午前 8 時 30 分まで				
1月3日を除く。)					
(2) 毎月第3日曜日					
閉館日					
土曜日、日曜日、国民の祝日に関する					
法律に規定する休日、8月6日、12月	午前8時30分から翌日午前8時30分まで				
29 日~翌年1月3日					
(毎月第3日曜日を除く)					

上記の時間以外であっても、警備機器等からの警備開始信号を受信した際は、警備解除 信号受信時まで業務を行うこととする。

5 警備業務内容

- (1) 施設に6に掲げる警備機器等を設置し、発注者に貸与すること。
- (2) 警備時間中に基地局において警報信号を受信した場合は、待機所より警備員を法定所要時

間内に施設に急行させて異常事態の確認を行うこと。

異常が認められた場合は状況に応じて所轄警察署及び消防署に通報するとともに、被害の拡大防止を図り、あらかじめ発注者が指定する緊急連絡先に連絡を行なうこと。

(3) 警備時間中に基地局において火災報知器による異常を受信した場合は、待機所より警備員を法定所要時間内に施設に急行させて火気の確認を行うこと。

火災発生が認められた場合は直ちに所轄消防署に通報し、その出動を要請するとともに、 警備員に火災の拡大防止に必要な措置を取らせること。また、あらかじめ発注者が指定す る緊急連絡先に連絡を行なうこと。

(4) 異常事態発生時の詳細については、書面により発注者に報告すること。

6 警備機器等

- (1) 警備機器等は次に掲げる機種とし、別紙「警備機器等の設置状況」を標準とすること。
 - ・ センサー等で侵入者を確実に感知し基地局に通報する機器(感知器)
 - ・ 感知器が異常侵入を感知した場合に鳴動する機器
 - ・ 感知器が異常侵入を感知した場合に点滅する機器
 - ・ 施設に設置された自動火災報知設備が感知した異常を基地局へ通報する装置
 - ・ 警備体制を開始・解除する装置。なお、本機は磁気等で個別認証機能を有するカード 形式(以下「操作カード」という。)で操作することとする。
- (2) 警備機器等の設置に当たり、その性能又は建物の構造等により、警備業務に支障があると認められる場合には、発注者と受注者とで協議の上適切な機器を選定し設置する。
- (3) 操作カードの作成及び交付、経年劣化等により使用不能となった操作カードの作成及び交付に係る費用は全て受注者の負担とし、施設が必要とする枚数を交付するものとする。 ただし、発注者の責による破損等の場合の再発行については発注者がその経費を負担する。また、操作方法の取扱説明書を提供すること。

7 保守点検等

- (1) 受注者は、警備機器等の正常な機能を維持するため、1か月ごとに1回以上保守点検を行い、その結果を発注者に報告するものとする。
- (2) 警備機器等の設置作動までの間及び警備機器等が作動不能になった場合、受注者の負担において代替警備を実施するものとする。

8 鍵の預託

発注者は、警備上必要な鍵について、契約期間内に限り受注者に預託する。受注者は、預託された鍵の管理について厳重に行うものとする。

なお、万が一鍵を紛失した場合は、発注者へ直ちに報告し、発注者の指示を受け必要な措置を講じることとする。その際、紛失したことにより発生する経費については、受注者の負担とする。

9 業務に当たっての留意事項

- (1) 受注者は、契約期間満了又は契約解除の際は、受注者の負担において速やかに施設を現状に復するものとする。
- (2) 本業務に従事する者は、警備業法第14条に規定する警備員の制限及び警備業法第15条に規定する警備業務実施の基本原則を遵守すること。

また、警備員は警備業法施行規則(昭和58年総理府令第1号)第38条に定める基本 教育を受け、勤務中は常に受注者名入りの統一した制服を着用するとともに、身分証明書 を携行しなければならない。

- (3) 警備機器等の設置工事は、令和4年4月5日までに行い、設置工事の完了後は速やかに機械警備を開始すること。ただし、期日までに設置工事が完了しない見込みがあるときは、 事前に発注者の承認を得ること。
- (4) 既設警備機器等の撤去及び新規警備機器等の設置工事等により、履行期間開始後、機械 警備が実施できない期間が生じる場合は、受注者がその費用を負担し、人的巡回警備を実 施すること。人的巡回警備を実施する際は、発注者に事前に計画書を提出し、その承認を 受けること。

なお、人的巡回警備については以下の区分に従い、施設の施錠確認及び施設における不 法侵入、火災、盗難、魚介類の飼育に係る設備の異常その他の事故等の異常が発生してい ないかの確認を行うこと。

区 分	人的巡回警備を行う時間帯及び回数	
開館日※	午後8時から翌日午前8時30分までの間で、	
用路口水	3時間ごとに1回(計4回)	
明 谷 口 >>/	午前8時30分から翌日午前8時30分までの間で、	
閉館日※	3時間ごとに1回(計8回)	

※開館日及び閉館日については、4 警備時間を参照。

10 報告事項等

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、責任者及び従業員の氏名等を報告するものとする。 責任者等に変更があった場合もまた同様とする。
- (2) 業務の履行開始前に、警備機器等の設置・設定状況が分かる図面及び警備計画書を提出し、説明すること。
- (3) 公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款第12条第1項に定める委託業務実施報告書は、1か月分の業務内容を記載した月間報告書とし、受注者は、毎月の業務終了後翌月10日までに、所定の様式により発注者に電子メール等で提出するものとする。
- (4) 異常事熊発生時の詳細については、書面により発注者に報告すること。

11 検査完了期日(期限)

発注者による毎月の業務の検査完了期日(期限)は、翌月19日(ただし、委託業務実施

報告書を受領した日の翌日から起算して9日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日)とする。ただし、これらの日が3月31日を越える場合は、3月31日とする。

12 費用負担等

- (1) 警備機器等の運用に必要な電話回線については、受注者が専用電話回線を用意することとする。
- (2) 警備機器等の運用に必要な電気料金は発注者の負担とする。
- (3) その他、通線工事費、警備機器等の設置(取付調整費用を含む。)、交換及び撤去等に 必要な費用、専用電話回線その他の業務実施に係る経費は、全て受注者の負担とする。

13 損害賠償

受注者は、警備業務の実施に際して、その責めに帰すべき理由により発注者又は第三者に 対して損害を与えた場合には、その賠償の責を負わなければならない。

14 その他

この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者とが協議 して定めるものとする。

警備機器等の設置状況

機器名称	個数
メインコントローラ	1
ローカルコントローラ	4
ブロック表示器	1
火災受信機	3
熱感知器(差動式)	5
ボーダー1000	8
マルチ回線アダプタ	1
フラッシュライト	4
マグネットセンサー	114
インフラレッドセンサー	11
増設ポインタⅡ	14
パワーユニット	3
パワーユニットB	5
プリンタ	1
リレーボックス	12
リレーボックス (AC200V)	1
シャッターセンサー	5
煙感知器	13
電源装置	3
タイマー	1

設備名称	数
防犯エリア	4
防犯ブロック数	4
その他設備異常	28
屋外センサー結線	8
結線コード	15
自火報結線	1